

## 令和3年9月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月8日(水) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(8人)

会長(10番) 渡邊 和夫

職務代理者(3番) 冨永 得治

(1番) 西田 義和

(2番) 永田 熊信

(4番) 高岡 重盛

(5番) 宮原 清人

(6番) 川邊 美津子

~~(7番) 平川 真由美~~

~~(8番) 内元 幸一郎~~

(9番) 岩坂 博行

地区推進委員

信國 敏彦

尾方 豊和

岩崎 盛光

伊東 明継

中竹 宏一

杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(2人) 最適化推進委員(0人)

5. 議事日程

日程第1 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第2 議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

## 7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、7番と8番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和3年9月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、9番委員、1番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が2議案で、案件は7件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>はじめに、議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。番号1、大字深水字宮ノ前、地目は畑で1筆、面積は460㎡で転用目的は一般個人住宅です。売買価格は1筆で1,500,000円です。この案件は、令和2年7月の豪雨災害で被災された方が今後の安全性を考慮し、本申請地へ住居を新築するため転用を申請されるものです。申請地は農用地区域外の第1種農地となりますが、既存の集落に接続しており、不許可の例外規定に該当します。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>

深水地区推進委員	<p>先日 10 番委員と確認してきました。ドッグランの隣で三角形の土地になりますが、金額的には問題ないと思います。地盤が低いので 30 cm ほど嵩上げが必要と思われますが、排水等も相談されているみたいですので、売買的には問題ありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第 32 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について審議します。1 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 32 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について、ご説明いたします。番号 1、大字川辺字堀内、地目は畑が 2 筆、合計面積は 901 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 2 筆で 10,000 円。10 a 当たりに換算すると 11,098 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 9 番委員に報告をお願いします。</p>
9 番委員	<p>これは茶園をされるところの真ん中あたりになりますが、今回借りることができたということで間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 9 番委員からの報告がありましたが、</p>

	<p>本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字八王、地目は田が2筆、合計面積は2,119㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>6日に9番委員と借受人の家に行きまして確認してきました。議案に記載のとおり間違いありませんでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、所有権移転について審議いたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字川辺字中高原及び赤坂、地目は畑が2筆、合計面積は7,619㎡です。</p>

	<p>所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 2,285,700 円、10 a 当たりに換算すると 300,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>10 番委員と確認しております。議案に記載のとおり間違いございません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 2 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2、大字川辺字上高原、地目は畑が 1 筆、面積は 2,118 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 651,285 円、10 a 当たりに換算すると 307,500 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>これについても 10 番委員と確認してまいりました。議案内容のとおり間違いございません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしい</p>

	<p>ですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は田が1筆、面積は1,465㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は586,000円、10aあたりに換算すると400,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>8月24日に立会いしました。ここに記載のとおり間違いありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字堀内、地目は畑が10筆、合計面積は11,324㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は4,067,763円、10aあたりに換算すると358,750円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について9番委員に報告をお願いします。</p>
9番委員	<p>先ほど話した茶園のところになりますが、管理公社からの案件で、</p>

議長	<p>ここに記載のとおり間違いありません。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と9番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 10月11日(月)、午前9時から</p> <p>4 閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前9時30分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和3年9月8日

相良村農業委員会

署名委員 9番 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 1番 \_\_\_\_\_ (印)